

監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書710 過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2025年 7 月 17日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第36号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) ・ 本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用すること	監査基準報告書710 過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2025年 7 月 17日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第36号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) (新 設)

改正案	現 行
<u>を妨げない。</u> (省 略) 《付録 監査報告書の文例》(A5 項、A7 項及び A10 項参照) (省 略) 《文例 1》 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例 2》 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 《文例 3》 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 《文例 4》 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 以 上	(省 略) 《付録 監査報告書の文例》(A5 項、A7 項及び A10 項参照) (省 略) 《文例 1》 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例 2》 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 《文例 3》 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 《文例 4》 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 以 上